

岐阜県公報

目次

規則

岐阜県理容師法施行細則及び岐阜県美容師法施行細則の一部を改正する規則

(生活衛生課)

ページ

規則

岐阜県理容師法施行細則及び岐阜県美容師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月十日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第十三号

岐阜県理容師法施行細則及び岐阜県美容師法施行細則の一部を改正する規則

(岐阜県理容師法施行細則の一部改正)

第一条 岐阜県理容師法施行細則(昭和三十四年岐阜県規則第六十号)の一部を次のように改正する。

第七条中「に規定する理容所の構造設備について検査を行った」を「の確認をした」に改める。

第九条及び第十条を次のように改める。

(洗髪専用の設備の省略)

第九条 条例第三条第三号ただし書に規定する公衆衛生上支障がないものとして規則で定める場合は、頭髮に係る施術以外の施術を専門に行う理容所を開設する場合とする。

(出張理容の届出)

第十条 条例第五条第一項の規定による出張理容の届出(次条第一項において「出張理容の届出」という。)は、別記第七号様式によるものとし、次に掲げる書類を添付するものとする。

一 理容師免許証の写し

二 結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾病の有無に関する医師の診断書

三 理容所が法第十一条の二の確認を受けていることを証する書類（理容所の従業者である理容師がその理容所の消毒設備を使用する場合に限る。）

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者が出張理容を行う場合は、同項各号の書類の添付を省略することができる。

一 県内（岐阜市を除く。）の理容所の従業者である理容師

二 条例第五条第一項の規定による出張理容の届出と同等以上のものであるとして知事が認める他の地方公共団体の長への届出その他の手続を行った理容師

3 条例第五条第二項の規定による出張理容の届出に係る事項に変更を生じたときの届出（次条第一項において「出張理容の変更の届出」という。）は、別記第八号様式によるものとする。

4 条例第五条第二項の規定による出張理容をやめたときの届出は、別記第九号様式によるものとする。

第十条の次に次の三条を加える。

（出張理容届出済証）

第十一条 出張理容の届出及び出張理容の変更の届出があつたときは、別記第十号様式による出張理容届出済証を交付するものとする。

2 理容師は、出張理容を行う際には、前項の規定により交付された出張理容届出済証を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示するものとする。

3 第一項の規定により交付された出張理容届出済証を破り、汚し、又は失つたときは、別記第十一号様式により、出張理容届出済証の再交付を申請することができる。

（出張理容消毒設備等検査等）

第十二条 条例第六条第一項の確認をしたときは、出張理容消毒設備等検査確認済証（別記第十二号様式）を交付するものとする。

2 条例第六条第一項ただし書に規定する規則で定める場合は、次に掲げる者が出張理容を行う場合とする。

一 理容所の従業者であつてその理容所の消毒設備を使用する理容師

二 条例第六条第一項の規定による出張理容消毒設備等の確認と同等以上のものであるとして知事が認める他の地方公共団体の長の確認その他の手続を受けた理容師

（公表）

第十三条 条例第七条第一項の規定による公表は、岐阜県公報への掲載その他の知事が適当と認める方法により行うものとする。

別記第六号様式中「~~海防隊~~」を「~~海防~~」、~~回遊船~~に~~遊船~~する~~遊船~~を~~遊船~~に改め、同様式の次に次の六様式を加える。

第7号様式 (第10条関係)

年 月 日

岐阜県 保健所長様

住 所
氏 名
電話番号 ()

出張理容届出書

次のとおり出張理容を行いたいので、岐阜県理容師法施行条例第5条第1項の規定により届け出ます。

理容師免許証	第 号	年 月 日
--------	-----	-------

出張理容を行う理由	
-----------	--

出張理容を行う区域	
-----------	--

疾 病 の 有 無	結核及び皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾患の有無 有 無
-----------	---------------------------------------

(理容所の消毒設備を利用する者) 理容所設備の使用承諾欄	<p>上記の者は下記理容所の従業者であり、出張理容に使用する布片、器具その他の消毒については、下記理容所の消毒設備を使用することを承諾します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">理容所開設者： 印</p> <p>理容所名称： :</p> <p>所在地： :</p>
-------------------------------------	--

ここから理容所の使用承諾がない理容師のみ記入

業 務 を 行 う 拠 点	所在地： : 名 称： :
---------------	--

	消毒設備等の詳細	消毒する器具等
消 毒 設 備 等	煮沸消毒器	個
	薬物消毒器 (薬品名：)	個
	(薬品名：)	個
	(薬品名：)	個
	紫外線照射器	個
	蒸気消毒器	個
	使い捨ての器具等	

添付書類 (添付書類の省略は下記 参照)

- (1) 理容師免許証の写し (原本照合のため、免許証を持参のこと。)
- (2) 結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾患の有無に関する医師の診断書 (発行後3ヶ月以内のもの)
- (3) 理容所が法第11条の2の規定による確認を受けていることを証する書類 (理容所の従業者である理容師がその理容所の消毒設備を使用する場合に限る。)

岐阜県内 (岐阜市を除く。) の理容所の従業者は、添付書類を省略できます。

岐阜県理容師法施行条例第5条第1項による出張理容の届出と同等以上のものであると知事が認める他の地方公共団体の長への届出その他の手続を行った理容師は、添付書類を当該手続を行った旨を証する書類に代えることができます。

第8号様式 (第10条関係)

年 月 日

岐阜県 保健所長 様

住 所
届出者
氏 名

出 張 理 容 変 更 届 出 書

次のとおり出張理容の届出に係る事項を変更したので岐阜県理容師法施行条例第5条第2項の規定により届け出ます。

1 出張理容届出年月日

2 変更事項
変更前

変更後

3 変更理由

4 変更年月日

添付書類
変更の内容が確認できる書類

第9号様式 (第10条関係)

年 月 日

岐阜県 保健所長 様

住 所
届出者
氏 名

出 張 理 容 廃 止 届 出 書

次のとおり出張理容を廃止したので岐阜県理容師法施行条例第5条第2項の規定により届け出ます。

1 出張理容届出年月日

2 廃止年月日

添付書類
届出済証

第10号様式 (第11条関係)
(表 面)

第 号	年 月 日
出張理容届出済証	
次の理容師は、岐阜県理容師法施行条例第5条第1項の規定により届出された理容師であることを証する。	
氏 名	
免 許 番 号	第 号 年 月 日
出 張 理 容 を 行 う 区 域	
岐阜県 保健所長	氏 名 印

(裏 面)

岐阜県理容師法施行条例抜粋

(出張理容を行うことができる場合)

第四条 政令第四条第三号の規定により県が条例で定める理容所以外の場所で業を行うことができる場合は、次のとおりとする。

- 一 理容所のない山間へき地に居住する者に対し、その居住地で理容を行う場合
- 二 社会福祉施設その他の入所施設において、その入所者に対して理容を行う場合
- 三 前二号に定めるもののほか、知事が特別の事情があるものとして認める場合

(出張理容の届出)

第五条 県内（岐阜市の区域を除く。）で出張美容を行おうとする美容師は、規則で定めるところにより、あらかじめその旨を知事に届け出なければならない。

理容師法抜粋

第六条の二 理容師は、理容所以外において、その業をしてはならない。但し、政令で定めるところにより、特別の事情がある場合には、理容所以外の場所においてその業を行うことができる。

理容師法施行令（政令）抜粋

(理容所以外の場所で業務を行うことができる場合)

第四条 理容師が法第六条の二ただし書の規定により理容所以外の場所において業を行うことができる場合は、次のとおりとする。

- 一 疾病その他の理由により、理容所に来ることができない者に対して理容を行う場合
- 二 婚礼その他の儀式に参列する者に対してその儀式の直前に理容を行う場合
- 三 前二号のほか、都道府県が条例で定める場合

第11号様式 (第11条関係)

年 月 日

岐阜県 保健所長 様

住 所
届 出 者
氏 名

出張理容届出済証再交付申請書

下記の理由により、出張理容届出済証の再交付を申請します。

1 再交付の理由

2 出張理容届出年月日 (届出済証交付年月日)

3 理容師免許証番号

添付書類

破り又は汚した届出済証

第12号様式 (第12条関係)

第 号

出張理容消毒設備等検査確認済証

年 月 日付けで届出のあった下記の者については、岐阜県理容師法
施行条例第6条第1項の規定による検査を受け、同条例第2条第10号イの措置
を講ずるに適することを確認します。

年 月 日

岐阜県 保健所長

氏 名

印

記

1 理容師氏名

2 業務を行う
拠点の所在地

(岐阜県美容師法施行細則の一部改正)

第二条 岐阜県美容師法施行細則(昭和三十四年岐阜県規則第百六十一号)の一部を次のように改正する。

第七条中「に規定する美容所の構造設備について検査を行った」を「の確認をした」に改める。

第九条及び第十条を次のように改める。

(洗髪専用の設備の省略)

第九条 条例第三条第三号ただし書に規定する公衆衛生上支障がないものとして規則で定める場合は、頭髮に係る施術以外の施術を専門に行う美容所を開設する場合とする。

(出張美容の届出)

第十条 条例第五条第一項の規定による出張美容の届出(次条第一項において「出張美容の届出」という。)は、別記第七号様式によるものとし、次に掲げる書類を添付するものとする。

- 一 美容師免許証の写し
- 二 結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾病の有無に関する医師の診断書

三 美容所が法第十二条の確認を受けていることを証する書類(美容所の従業者である美容師がその美容所の消毒設備を使用する場合に限る。)

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者が出張美容を行う場合は、同項各号の書類の添付を省略することができる。

- 一 県内(岐阜市を除く。)の美容所の従業者である美容師

二 条例第五条第一項の規定による出張美容の届出と同等以上のものであるとして知事が認める他の地方公共団体の長への届出その他の手続を行った美容師

3 条例第五条第二項の規定による出張美容の届出に係る事項に変更を生じたときの届出(次条第一項において「出張美容の変更の届出」という。)は、別記第八号様式によるものとする。

4 条例第五条第二項の規定による出張美容をやめたときの届出は、別記第九号様式によるものとする。

第十条の次に次の三条を加える。

(出張美容届出済証)

第十一条 出張美容の届出及び出張美容の変更の届出があつたときは、別記第十号様式による出張美容届出済証を交付するものとする。

2 美容師は、出張美容を行う際には、前項の規定により交付された出張美容届出済証を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示するものとする。

3 第一項の規定により交付された出張美容届出済証を破り、汚し、又は失つたときは、別記第十一号様式により、出張美容届出済証の再交付を申請することができる。

(出張美容消毒設備等検査等)

第十二条 条例第六条第一項の確認をしたときは、出張美容消毒設備等検査確認済証(別記第十二号様式)を交付するものとする。

2 条例第六条第一項ただし書に規定する規則で定める場合は、次に掲げる者が出張美容を行う場合とする。

- 一 美容所の従業者であつてその美容所の消毒設備を使用する美容師
- 二 条例第六条第一項の規定による出張美容消毒設備等の確認と同等以上のものであるとして知事が認める他の地方公共団体の長の確認その他の手続を受けた美容師

(公表)

第十三条 条例第七条第一項の規定による公表は、岐阜県公報への掲載その他の知事が適当と認める方法により行うものとする。

別記第六号様式中「滋野中シナ」を「滋野」、回平滋を「滋野」に改め、同様式の次に次の六様式を加える。

第7号様式 (第10条関係)

		年	月	日
岐阜県	保健所長様			
	住 所 氏 名 電話番号 ()			
出張美容届出書				
次のとおり出張美容を行いたいので、岐阜県美容師法施行条例第5条第1項の規定により届け出ます。				
美容師免許証	第 号	年	月	日
出張美容を行う理由				
出張美容を行う区域				
疾病の有無	結核及び皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾患の有無 有 無			
(美容所の消毒設備を利用する者) 美容所設備の使用承諾欄	上記の者は下記美容所の従業者であり、出張美容に使用する布片、器具その他の消毒については、下記美容所の消毒設備を使用することを承諾します。 年 月 日 美容所開設者： ① 美容所名称： : 所在地：			
ここから美容所の使用承諾がない美容師のみ記入				
業務を行う拠点	所在地： : 名称：			
消毒設備等	消毒設備等の詳細		消毒する器具等	
	煮沸消毒器	個		
	薬物消毒器 (薬品名：)	個		
	(薬品名：)	個		
	(薬品名：)	個		
	紫外線照射器	個		
	蒸気消毒器	個		
	使い捨ての器具等			

添付書類 (添付書類の省略は下記 参照)

- (1) 美容師免許証の写し (原本照合のため、免許証を持参のこと。)
- (2) 結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾患の有無に関する医師の診断書 (発行後3ヶ月以内のもの)
- (3) 美容所が法第12条の規定による確認を受けていることを証する書類 (美容所の従業者である美容師がその美容所の消毒設備を使用する場合に限る。)

岐阜県内(岐阜市を除く。)の美容所の従業者は、添付書類を省略できます。

岐阜県美容師法施行条例第5条第1項による出張美容の届出と同等以上と知事が認める他の地方公共団体の長への届出その他の手続を行った美容師は、添付書類を当該手続を行った旨を証する書類に代えることができます。

第8号様式 (第10条関係)

年 月 日

岐阜県 保健所長 様

住 所
届出者
氏 名

出 張 美 容 変 更 届 出 書

次のとおり出張美容の届出に係る事項を変更したので岐阜県美容師法施行条例第5条第2項の規定により届け出ます。

1 出張美容届出年月日

2 変更事項
変更前
変更後

3 変更理由

4 変更年月日

添付書類
変更の内容が確認できる書類

第9号様式 (第10条関係)

年 月 日

岐阜県 保健所長 様

住 所
届出者
氏 名

出 張 美 容 廃 止 届 出 書

次のとおり出張美容を廃止したので岐阜県美容師法施行条例第5条第2項の規定により届け出ます。

1 出張美容届出年月日

2 廃止年月日

添付書類
届出済証

第10号様式 (第11条関係)
(表 面)

第 号	年 月 日
出張美容届出済証	
次の美容師は、岐阜県美容師法施行条例第5条第1項の規定により届出された美容師であることを証する。	
氏 名	
免 許 番 号	第 号 年 月 日
出 張 美 容 を 行 う 区 域	
岐阜県 保健所長	氏 名 印

(裏 面)

岐阜県美容師法施行条例抜粋

(出張美容を行うことができる場合)

第四条 政令第四条第三号の規定により県が条例で定める美容所以外の場所で業を行うことができる場合は、次のとおりとする。

- 一 美容所のない山間へき地に居住する者に対し、その居住地で美容を行う場合
- 二 社会福祉施設その他の入所施設において、その入所者に対して美容を行う場合
- 三 前二号に定めるもののほか、知事が特別の事情があるものとして認める場合

(出張美容の届出)

第五条 県内（岐阜市の区域を除く。）で出張美容を行おうとする美容師は、規則で定めるところにより、あらかじめその旨を知事に届け出なければならない。

美容師法抜粋

第七条 美容師は、美容所以外において、その業をしてはならない。ただし、政令で定める特別の事情がある場合には、この限りでない。

美容師法施行令（政令）抜粋

(美容所以外の場所で業務を行うことができる場合)

第四条 美容師が法第七条ただし書の規定により美容所以外の場所において業を行うことができる場合は、次のとおりとする。

- 一 疾病その他の理由により、美容所に来ることができない者に対して美容を行う場合
- 二 婚礼その他の儀式に参列する者に対してその儀式の直前に美容を行う場合
- 三 前二号のほか、都道府県が条例で定める場合

第11号様式 (第11条関係)

年 月 日

岐阜県 保健所長 様

住 所
届 出 者
氏 名

出張美容届出済証再交付申請書

下記の理由により、出張美容届出済証の再交付を申請します。

1 再交付の理由

2 出張美容届出年月日 (届出済証交付年月日)

3 美容師免許証番号

添付書類

破り又は汚した届出済証

第12号様式 (第12条関係)

第 号

出張美容消毒設備等検査確認済証

年 月 日付けで届出のあった下記の方については、岐阜県美容師法
施行条例第6条第1項の規定による検査を受け、同条例第2条第10号イの措置
を講ずるに適することを確認します。

年 月 日

岐阜県 保健所長 氏 名 印

記

1 美容師氏名

2 業務を行う
拠点の所在地

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。
(岐阜県美容師法施行細則の改正に伴う経過措置)
- 2 この規則の施行の際現に第一条の規定による改正前の岐阜県美容師法施行細則第七条の規定により交付されている検査確認済証は、第一条の規定による改正後の岐阜県美容師法施行細則第七条の規定により交付された検査確認済証とみなす。
(岐阜県美容師法施行細則の改正に伴う経過措置)
- 3 この規則の施行の際現に第二条の規定による改正前の岐阜県美容師法施行細則第七条の規定により交付されている検査確認済証は、第二条の規定による改正後の岐阜県美容師法施行細則第七条の規定により交付された検査確認済証とみなす。

平成二十二年三月十日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
岐阜県庁

編 集

岐阜市三輪ふりんとびあ十三
岐阜文芸社